## 各関係団体の長 様

公益財団法人滋賀県スポーツ協会 関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場) 場 長 南 和 巳

## 令和5年度 関西みらいローイングセンター 特例使用にかかる スケジュール調整会議の開催について

平素は、当場の運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当場の<u>令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで</u>の特例使用申込 にかかる調整会議を下記により開催いたします。

つきましては、利用をご希望される団体様におかれましては、別添「特例使用申請書」に必要 事項をご記入いただき、期日までにご提出ください。

ご提出いただきました申請書を取りまとめた後、12月下旬に未調整一覧表を返送しますので、 重複箇所を確認していただき【第2・第3の案】をご検討のうえ調整会議にご出席いただきます よう重ねてお願い申し上げます。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、下記のとおり利用を制限させていた だく場合があることをご了承願います。

記

> 会場:関西みらいローイングセンター(滋賀県立琵琶湖曹艇場)2階会議室 ※調整会議を欠席された場合は、一般申込とさせていただきます。

2. 提出書類 (施設利用)

②特例使用調整会議「出席票」

3. 記載方法 別添、記載に関わる注意事項および記入例を参照してご記入ください。

(様式データの送付をご希望の方は、下記担当あてにご連絡ください。)

4. 申請書提出方法 直接持参するか、郵送およびメールにてご提出ください。

※FAX での受付は不可

締切日:令和4年12月20日(火)17:00必着

5. 提出先 関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)

担当:松林

〒520-2141 滋賀県大津市玉野浦6-1

6. 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する利用の制限について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染状況によっては以下の施設 について利用を制限させていただく場合があります。

また、設置者である滋賀県の判断により、施設を休場する場合があります。

- (1)会議室兼宿泊室
  - ①会議室利用 20 名程度(1/2 利用の場合 10 名程度)
  - ②宿泊室利用 10 名および引率1名程度
- (2)審判塔審判室

会議等のために審判室を利用する場合

- ①審判室 A 8 名程度
- ②審判室 B 8 名程度
- ※大会等で利用する場合は特に人数的な制限はしませんが、大会主催者に おいて入室制限を含めた感染拡大防止対策を検討してください。